

公益財団法人日産財団

役員および評議員の報酬に関する規程

第1条（目的および意義）

この規程は、公益財団法人日産財団（以下、「本財団」という）定款第17条、および第36条の規定に基づき、役員および評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条（定義等）

この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本規程の対象となる役員とは本財団の理事および監事をいい、本財団の評議員と併せて「役員等」という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち主として本財団に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等の内、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは「公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」という）第5条13号に定める報酬、賞与、謝金その他の職務執行の対価として役員が受ける財産上の利益のことをいう。なお、退職手当は支給しない。

第3条（報酬等）

代表理事および業務執行常勤役員の年間報酬は、2,000万円を上限とし、支給金額は評議員会にて決定する。

2 前項で定めた者を除く非常勤役員等の報酬については、下記の通りとする。

理事会・評議員会・その他本財団が実施する行事等の出席につき、必要の都度1人1日当たり35,000円（源泉所得税込）を支給する。

ただし、日産自動車株式会社およびその関連会社や関連法人の役員・従業員は無報酬とする。

第4条（公表）

本財団は本規程をもって認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第5条（改廃）

本規程の改廃は、評議員会の決議にて行う。

第 6 条（補則）

本規程の実施に関し必要な細則は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

附則 この規程は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から実施する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規程は、令和 2 年 8 月 19 日から実施する。

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。